





(独立行政法人森林総合研究所法の一部改正)

第二条 独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)の一部を次のように改

正する。

第三条中「研究等」を「研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等」に改める。

第十一条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、附則第四条第二項及び第三項、第五条、第七条第二項並びに第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ)

第一条 この法律の施行の際現に独立行政法人肥料飼料検査所(以下「肥飼料検査所」という)及び独立行政法人農業検査所(以下「農業検査所」という)の職員である者は別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という)において、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「農林水産消費安全技術センター」という)の相当の職員となるものとする。

6 農林水産消費安全技術センターの施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価

ない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という)において、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「農林水産消費安全技術センター」という)の相当の職員となるものとする。

7 肥飼料検査所等の平成十九年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為

は、農林水産消費安全技術センターが行うものとする。

8 肥飼料検査所等の平成十九年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、農林水産消費安全技術センターがその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に終わる事業年度における業務の実績について

2 この法律の施行の際現に肥飼料検査所等が有する権利のうち、農林水産消費安全技術センターがその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に終わる事業年度における業務の実績について

9 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行ふものとする。

3 前項の規定により国が承認する資産の範囲その他該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 肥飼料検査所等の平成十九年三月三十一日に終わる事業年度における業務の実績についての規定による評価は、農林水産消費安全技術センターが受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、農林水産消費安全技術センターに対するものとする。

5 農林水産消費安全技術センターの施行日を含む中期目標の期間(通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、肥飼料検査所等の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

6 農林水産消費安全技術センターの施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての規定による評価は、肥飼料検査所等の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。

7 肥飼料検査所等の平成十九年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為

は、農林水産消費安全技術センターが行うものとする。

8 肥飼料検査所等の平成十九年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、農林水産消費安全技術センターがその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に終わる事業年度における業務の実績について

9 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行ふものとする。

10 第一項の規定により肥飼料検査所等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(林木育種センターの解散等)

第六条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行における独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)第十条並びに附則第六条の二第一項及び第二項)とする。

11 第一項の規定により肥飼料検査所等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(農林水産消費安全技術センターへの出資)

第六条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所が承継する。

7 この法律の施行の際現に林木育種センターが有する権利のうち、森林総合研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

8 この法律の施行の際現に林木育種センターが有する権利のうち、森林総合研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

9 この法律の施行の際現に林木育種センターが有する権利のうち、森林総合研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

10 この法律の施行の際現に林木育種センターが有する権利のうち、森林総合研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

11 この法律の施行の際現に林木育種センターが有する権利のうち、森林総合研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

12 この法律の施行の際現に林木育種センターが有する権利のうち、森林総合研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

13 この法律の施行の際現に林木育種センターが有する権利のうち、森林総合研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

14 この法律の施行の際現に林木育種センターが有する権利のうち、森林総合研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、施行日の前日において肥飼料検査所等の中期目標の期間が終了したものとして、農林水産消費安全技術センターが行うものとする。この場合において、附則第九条の規定による廃止前の独立行政法人肥料飼料検査所法(平成十一年法律第百八十六号。以下この項及び次条第一項において「旧肥飼料検査所法」という。)第十一条及び附則第九条の規定による廃止前の独立行政法人農業検査所法(平成十一年法律第百八十七号。以下この項及び次条第一項において「旧農業検査所法」という。)第十一条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有するものとし、旧肥飼料検査所法第十一条第一項及び旧農業検査所法第十一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十一号)の施行の日を含む」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)第十条並びに附則第六条の二第一項及び第二項」とする。

15 第五条 国は、この法律の施行の際現に肥飼料検査所に使用されている国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条第一項に規定する国有財産をいう。)であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、農林水産消費安全技術センターの用に供するため、農林水産消費安全技術センターに無償で使用させることができる。

16 第五条 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

17 第六条 前項の規定により農林水産消費安全技術センターへの出資

18 第六条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所が承継する。

19 第七条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所が承継する。

20 第七条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所が承継する。

21 第七条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所が承継する。

22 第七条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所が承継する。

23 第七条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所が承継する。

24 第七条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所が承継する。

25 第七条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所が承継する。

26 第七条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所が承継する。

27 第七条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所が承継する。

28 第七条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所が承継する。

29 第七条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所が承継する。

30 第七条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所が承継する。

31 第七条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所が承継する。

32 第七条 独立行政法人林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人森林総合研究所が承継する。

るときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から農林水産消費安全技術センターに對し出資されたものとする。この場合において、農林水産消費安全技術センターは、その額により資本金を増加するものとする。

33 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

34 前項の規定により農林水産消費安全技術センターに対する評価は、農林水産消費安全技術センターが受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、農林水産消費安全技術センターに対するものとする。

35 前項の規定により農林水産消費安全技術センターに対する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

36 前項の規定により農林水産消費安全技術センターに対する評価は、農林水産消費安全技術センターが受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、農林水産消費安全技術センターに対するものとする。

37 前項の規定により農林水産消費安全技術センターに対する評価は、農林水産消費安全技術センターが受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、農林水産消費安全技術センターに対するものとする。

38 前項の規定により農林水産消費安全技術センターに対する評価は、農林水産消費安全技術センターが受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、農林水産消費安全技術センターに対するものとする。

39 前項の規定により農林水産消費安全技術センターに対する評価は、農林水産消費安全技術センターが受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、農林水産消費安全技術センターに対するものとする。

40 前項の規定により農林水産消費安全技術センターに対する評価は、農林水産消費安全技術センターが受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、農林水産消費安全技術センターに対するものとする。

41 前項の規定により農林水産消費安全技術センターに対する評価は、農林水産消費安全技術センターが受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、農林水産消費安全技術センターに対するものとする。

42 前項の規定により農林水産消費安全技術センターに対する評価は、農林水産消費安全技術センターが受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、農林水産消費安全技術センターに対するものとする。

43 前項の規定により農林水産消費安全技術センターに対する評価は、農林水産消費安全技術センターが受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、農林水産消費安全技術センターに対するものとする。

44 前項の規定により農林水産消費安全技術センターに対する評価は、農林水産消費安全技術センターが受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、農林水産消費安全技術センターに対するものとする。

45 前項の規定により農林水産消費安全技術センターに対する評価は、農林水産消費安全技術センターが受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、農林水産消費安全技術センターに対するものとする。

46 前項の規定により農林水産消費安全技術センターに対する評価は、農林水産消費安全技術センターが受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、農林水産消費安全技術センターに対するものとする。

47 前項の規定により農林水産消費安全技術センターに対する評価は、農林水産消費安全技術センターが受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、農林水産消費安全技術センターに対するものとする。

48 前項の規定により農林水産消費安全技術センターに対する評価は、農林水産消費安全技術センターが受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、農林水産消費安全技術センターに対するものとする。

49 前項の規定により農林水産消費安全技術センターに対する評価は、農林水産消費安全技術センターが受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、農林水産消費安全技術センターに対するものとする。

50 前項の規定により農林水産消費安全技術センターに対する評価は、農林水産消費安全技術センターが受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、農林水産消費安全技術センターに対するものとする。

の通則法第三十二条第一項の規定による評価は、森林総合研究所が受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、森林総合研究所に対してなされるものとする。

5 森林総合研究所の施行日を含む中期目標の期間に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、林木育種センターの施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

6 森林総合研究所の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、林木育種センターの施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を行うものとする。

7 林木育種センターの平成十九年三月三十一日における業務の実績を考慮して行うものとする。

8 林木育種センターの平成十九年三月三十一日における業務の実績を考慮して行うものとする。

9 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項による積立金があるときは、当該積立金の処分は、施行日の前日において林木育種センターの中期目標の期間が終了したものとして、森林総合研究所が行うものとする。この場合において、附則第九条の規定による廃止前の独立行政法人林木育種センター法(平成十一年法律第百八十九号)。次条第一項において「旧林木育種センター法」という。第十二条の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるの

は「独立行政法人森林総合研究所の独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律(平成十九年法律第二号)」の施行の日を含む」と、あるのは「中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)」第十二条の規定により林木育種センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

10 第二項の規定により林木育種センターが解散した場合における解雇の登記については、政令で定める。

(森林総合研究所への出資)

第七条 前条第一項の規定により森林総合研究所が林木育種センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、森林総合研究所が承継する資産の価額(同条第九項の規定によりなお終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、森林総合研究所が行うものとする。

11 第二項の規定により林木育種センターの職員として在職した後引き続いて在職する者整備法別則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続いて森林総合研究所の職員となり、かつ、引き続いて森林総合研究所の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の整備法の施行の日以後の林木育種センターの職員としての在職期間及び森林総合研究所の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が整備法の施行の日以後に林木育種センター又は森林総合研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

12 附則第四条第二項及び第三項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

(林木育種センターの職員から引き続き森林総合研究所の職員となつた者の退職手当の取扱い)

第八条 森林総合研究所は、施行日の前日に林木育種センターの職員として在職する者(独立行政法人農業検査所等の廃止)

第一項次に掲げる法律は、廃止する。

一 独立行政法人肥飼料検査所法

二 独立行政法人農業検査所法

三 独立行政法人林木育種センター法(独立行政法人林木育種センター法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条 第二項中「独立行政法人農林水産消費技術センター」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第十二条 肥料取締法(昭和二十五年法律第二号)に、「検査所」を「セントラル」に改める。

第十三条 施行日前に前条の規定による改正前の肥料取締法(次項において「旧肥料取締法」という。)の規定により肥料取締法を行わせた調査その他の行為は、同条の規定による改正後の肥料取締法(次項において「新肥料取締法」という。)の相当規定に基づいて、農林水産消費安全技術センターに行わせた調査その他の行為とみなす。

13 施行日前に肥料取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「独立行政法人農業検査所」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に、「検査所」を「セントラル」に改める。

第十四条 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「独立行政法人農業検査所」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に、「検査所」を「セントラル」に改める。







平成十九年四月一日印刷

平成十九年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A